

第2次大川広域行政組合女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画

令和4年3月

大川広域行政組合

第2次大川広域行政組合女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和4年3月4日
大川広域行政組合管理者
大川広域消防本部消防長

第2次大川広域行政組合女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、大川広域行政組合管理者、大川広域消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画です。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和4年4月1日から法の期限である令和8年3月31日までの4年間とします。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、継続的に女性職員の活躍を推進するため、事務局が本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行います。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、管理者の機関及び消防の機関において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

目標1：消防職員に占める女性割合を5%以上とします。

<取組内容>

- ① 女性が活躍できる職場であることをパンフレット、ホームページ等で広報し、採用試験における女性応募者の増加を図ります。
- ② 女性職員専用のトイレ、浴室、仮眠室などの施設整備を推進します。

◇採用した消防職員に占める女性職員の割合

	男性		女性		合計		女性割合	
	採用者数	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数	受験者数	採用者数	受験者数
令和2年度	4人	18人	0人	1人	4人	19人	0%	5%
令和元年度	4人	32人	1人	3人	5人	35人	20%	9%
平成30年度	4人	45人	1人	1人	5人	46人	20%	2%

◇消防職員数

	男性 (割合)	女性 (割合)	合計 (割合)
令和3年4月1日現在	115人 (98%)	2人 (2%)	117人 (100%)

目標2：男性職員の育児休業の取得率を10%以上とします。

<取組内容>

- ① 配偶者の出産を控える男性職員に対し、育児休業制度の周知を行います。
- ② 育児休業の取得の申出があった場合、その都度、当該部署において業務分担の見直しを行うとともに、必要に応じて配置換え等を行います。
- ③ 部署内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図ります。
- ④ 育児休業中の職員が職場から離れていることに不安を感じることがないように、育児休業中の職員に対して休業期間中の職場における情報等を提供します。

◇男性職員の育児休業取得率

	取得可能職員数	取得職員数	取得率
令和2年度	6	0	0%
令和元年度	11	0	0%
平成30年度	5	0	0%

目標 3 : 配偶者出産休暇の取得率を 100%、育児参加のための休暇の取得率を 30%以上とします。

＜取組内容＞

- ① 配偶者の出産を控える男性職員に対し、産前産後に取得できる休暇制度の周知を行います。
- ② 所属長をはじめとした職場全体の意識改革を促進し、職員が休暇を取得しやすい雰囲気の醸成に努めます。

◇男性職員の配偶者出産休暇取得率

令和 2 年			令和元年			平成 30 年		
取得可能 職員数	休暇取得 職員数	取得率	取得可能 職員数	休暇取得 職員数	取得率	取得可能 職員数	休暇取得 職員数	取得率
7 人	6 人	86%	9 人	6 人	67%	7 人	5 人	71%

◇男性職員の育児参加のための休暇取得率

令和 2 年			令和元年			平成 30 年		
取得可能 職員数	休暇取得 職員数	取得率	取得可能 職員数	休暇取得 職員数	取得率	取得可能 職員数	休暇取得 職員数	取得率
7 人	1 人	14%	9 人	0 人	0%	7 人	0 人	0%